

ロシアによるウクライナ侵攻に対して断固抗議する決議

ロシアによるウクライナ侵攻に対して断固抗議する決議

今般の、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国際法の深刻な違反であるとともに、国連憲章への重大な違反である。

府中市議会は、国際法及び国連憲章に違反する他国への軍事侵攻については、いかなる国によるものであっても、いかなる理由があろうとも断じて容認できない。

ここに、ロシア軍による攻撃や、ウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく対応を強く求める。

また、日本政府においては、ウクライナに在住する邦人の確実な安全保護や国際社会と連携した難民への人道的な支援及び紛争の背景や原因にも目を向けた停戦のための平和的な外交に万全を尽くすことを求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月10日

府中市議会